

第1回旅館業法の見直しに係る検討会

日時 令和3年8月27日(金)
14:30～
場所 虎ノ門AP 会議室C

○溝口課長補佐 定刻より少し早いですが皆さんお揃いですので、ただいまより第1回旅館業法の見直しに係る検討会を開催いたします。構成員の皆様方におかれましては御多忙のところ、また新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言下にもかかわらずお集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日の会議は公開となっておりますが、あらかじめ事務局より傍聴を希望された方を対象に音声のみの傍聴という形で行っております。また傍聴される方につきましては、開催案内の際に御連絡している傍聴される皆様へのお願い事項の遵守をお願いいたします。また音声による傍聴とオンラインですので、御発言の際はお名前を名乗ってから御発言いただきたいと思います。また御自身の発言のない場合はマイクを切っていただきたいと思います。合わせて2点よろしくをお願いいたします。またペーパーレス化の取組の一環といたしまして、本検討会の資料につきましては、構成員の前にありますタブレットを操作して御覧いただく形をお願いしたいと思います。操作などで御不明な点がございましたら適宜事務局までお申し付けください。会議に先立ちまして大臣官房生活衛生・食品安全審議官の浅沼審議官から御挨拶を申し上げます。

○浅沼審議官 厚生労働省生活衛生・食品安全審議官の浅沼でございます。本日は御多忙のところ、また緊急事態宣言下にもかかわらず、御出席を賜わり心より御礼を申し上げます。旅館業法の見直しに係る検討会構成員の皆様におかれましては、平素より旅館・ホテル業を初めとする生活衛生行政の推進に御理解、御協力を賜わり誠にありがとうございます。加えまして新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、御所属機関や団体におかれまして、業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守、日常での感染予防対策の実施などに多大な御尽力と御協力を賜わりこの場を借りて重ねて御礼を申し上げます。

旅館業法につきましては、平成30年6月に改正法が施行されて以降およそ3年程度経過いたしまして、この間関係者の御協力の下、旅館業の適正な運営管理、違法民泊対策などに取り組んでまいりましたが、昨年来この新型コロナウイルス感染症への対応に伴いまして、新たな法制面の課題等につきましても御指摘を受けているところでございます。

構成員の皆様方におかれましては、豊富な御経験と専門的見地からこうした検討課題につきまして、忌憚のない御意見、御議論を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○溝口課長補佐 ありがとうございます。続きまして本日は初めての検討会となりますので、構成員を御紹介させていただきます。まずは会場から先に失礼いたします。

東洋大学国際観光学部国際観光学科教授／一般社団法人日本旅行業協会参与の越智良典構成員です。

サービス・ツーリズム産業労働組合連合会副会長の櫻田あすか構成員です。

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会会長の多田計介構成員です。

立教大学観光研究所特任研究員の玉井和博構成員です。玉井構成員には本検討会の座長もお願いしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長の増田悦子構成員です。

五木田・三浦法律事務所銀座オフィス所長弁護士の三浦雅生構成員です。

また今回オンラインでの参加で、大分県東部保健所長の内田勝彦構成員です。

公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長の坂元茂樹構成員です。

また、聖路加国際大学名誉教授の遠藤弘良構成員にも本検討会に参画いただいております。遠藤構成員におかれましては 16 時頃オンラインでの出席予定となっております。

続きまして厚生労働省の事務局を紹介させていただきます。浅沼大臣官房生活衛生・食品安全審議官です。成松医薬・生活衛生局生活衛生課長です。上坪医薬・生活衛生局生活衛生課企画官です。最後に同じく医薬・生活衛生局生活衛生課長補佐の溝口でございます。今日はよろしくお願いたします。大変申し訳ございませんが、浅沼審議官はこの後業務の都合がございまして、失礼ですがこれで退席させていただきます。

○浅沼審議官 それではどうぞよろしくお願申し上げます。

○溝口課長補佐 それではこの後の進行は玉井座長の方にお願したいと思っております。よろしくお願いたします。

○玉井座長 改めまして皆さんこんにちは。座長を仰せつかりました立教大学の玉井でございます。各方面から多才な先生方にお集まりいただきまして会議ができるということで何とぞよろしくお願いたしたく思っております。

それでは早速議事に入りたいと思っておりますが、まず資料 1 をお開きいただきたいと思います。資料 1、本検討会の開催要綱を御覧いただきますと、3-(3)に座長代理を置く規定がございます。今後不測の事態が生じた際に皆様に御迷惑をおかけすることはないと思っておりますが、あった場合のことを想定しまして座長代理を置かせていただければと思っております。座長代理は座長の指名の下ということでございますので、御不在ですが遠藤構成員にお願したいと思っておりますが、皆さんいかがでしょうか。

(異議なし)

○玉井座長 ありがとうございます。それでは遠藤構成員に座長代理をお願したいと思っております。遠藤構成員は後ほどオンラインにて御参加されるということでございます。

それでは本日の議事に入りたいと思っております。初めに事務局より資料の御説明をお願いたします。

○溝口課長補佐 事務局でございます。お手元のタブレットにあります資料を御確認させていただきます。画面はおめくりできますでしょうか。まず、冒頭でございます 0「議事次第」から座席表、資料 1～8 でございます。あとは 10 としまして参考資料 1 でございます。過不足等あるいはタブレットが見られない等ございましたら事務局の方にお申し付けください。以上です。

○玉井座長 ありがとうございます。それでは資料に関してはよろしいでしょうか。では次第に沿って議事を進めたいと思っております。まずは次第 2 の「検討会の開催趣旨について」事務局より資料 1 の御説明をお願したいと思っております。

○溝口課長補佐 事務局でございます。引き続き説明させていただきます。タブレットに

あります資料 1 を御覧ください。今回の旅館業法の見直しに係る検討会の開催要綱ということでございまして、第 1 回目ですので御説明させていただきます。まずこの検討会の趣旨・目的ですが、平成 30 年 6 月に施行された旅館業法の一部を改正する法律につきまして、施行後 3 年を目途として施行状況を検討することとされてございます。また事業承継に関する内容、あるいは新型コロナウイルス感染症の感染拡大などを背景に旅館やホテルの現場に即した柔軟な感染症対策が行われるよう必要な措置を検討すべきとの声もございまして。これらの状況を踏まえ、今般旅館業法に係る検討課題に対応するため、本検討会の開催をするという形です。

2 の検討事項としましては改正旅館業法の施行状況、新型コロナウイルス感染症を踏まえた検討課題への対応、その他でございます。3、4 につきましてはこの検討会の構成、運営等の内容です。

2 枚目めぐりまして、先ほど御紹介させていただいた各構成員の名簿です。事務局からは以上でございます。

○玉井座長 ありがとうございます。私は喉の調子が悪く声が聞きにくかったらすみませんが、よろしく願います。ではこれから議事に入ってまいります。御意見や御質問の場合には、挙手をお願いしたいと思います。オンラインの先生方も挙手をしていただければと思います。そういう形で私のほうから指名させていただきますのでよろしく願います。それでは趣旨等について何か御質問、御意見等ございますか。よろしいでしょうか。では続きまして次第 3 の「旅館業法の概要等」に入りたいと思います。資料 2 について事務局より御説明をお願いしたいと思います。

○溝口課長補佐 事務局でございます。引き続き資料 2 につきまして、御説明させていただきます。タブレットにあります資料を御覧ください。

まずは旅館業法の概要ということで御説明させていただきます。旅館業法の概要ですが、法律としては古い法律でして、昭和 23 年、1948 年にできた法律です。法律制定の背景ですが、当時は旅館施設、宿泊施設は「公共機関」の整備の一環であったということ。また、それに伴い「衛生環境」の整備の側面ということがありました。主な狙いとしてしましては戦後の衛生環境の悪化、衛生思想の確立、治安維持や風俗の取締りなどを背景に、法律の制定が整理されたものです。

法第 1 条ですけれども、この旅館業法の目的でありまして、旅館業の健全な発展を図ること。もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的としております。営業者に関することが左側、保健所を始め都道府県知事に関することが右側の囲みに書いております。

2 ページ目に、旅館業の種別は 3 営業種あります。これは旅館業法で定めている業の内容です。①は旅館・ホテル営業、旅館ないしホテルの関係です。②は簡易宿所いわゆる簡宿と言っておりますが、簡易宿所の営業に関する内容。③は大分減っておりますが、下宿営業に関する内容です。その後、この旅館業法ではありませんが民泊いわゆる住宅宿泊事

業に関する内容も参考に書かせていただいております。

3 ページ目を御覧いただきまして、前回の「民泊サービス」のあり方に関する検討会では、民泊をどうするかと、民泊の制度作りというものが検討のメインでした。その関係があり、現在ある旅館業と住宅宿泊事業に関する内容を比較したものです。それぞれ旅館業の中でも簡易宿所・下宿の中ではフロントを置かない、面積基準の差といった違いがある。住宅宿泊事業との違いとしては、許可制と届出制。一番大きな特徴としては、日数制限があるかないかなどを比較したものです。

4 ページを御覧ください。これが現在、施行されております法律の概要です。まず、改正の趣旨としては、先ほどの目的は以下のとおりですが、民泊との関係の整理をするというところで、ホテル営業及び旅館営業の営業種別を統合して規制緩和を図るとともに、無許可営業に対する知事による報告徴収や立入権限の創設、罰金などの引上げをしたところでした。当時は違法な営業などを取り締まるという観点もありましたので、罰則強化という方向で整理された背景があります。改正の概要としては、今、話しました旅館・ホテル営業への統合、違法な民泊への取締りに向けた自治体の指導権限の強化等となります。

5 ページ目以降は、旅館業法の主な改正の変遷です。昭和 23 年に旅館業法ができ、その後新たに風俗的見地を加味した規制などを昭和 30 年から 40 年にかけて進めております。その後、少し飛びますが、6 ページの平成 8 年、この辺から旅館について、いわゆる衛生規制のみならず、レジャーや振興というような発想が出てきます。旅館業の健全な発達を図る、利用者の需要に即したサービス提供というような内容について、営業者の責務規定等が設けられました。その後、構造基準の特例などを経て、8 ページ目です。平成 29 年の前回の改正ですが、ここが直近の大きな改正で、無許可営業者等に対する取締り強化ということを柱としたものです。その後の施行令・規則の改正は以下のとおりです。

9 ページ目、10 ページ目は旅館業を取り巻くデータ関係の話です。ホテル・旅館の件数につきましては、平成 21 年の統計から下がっておりますが、平成 29 年から令和元年にかけて、やや上がっております。これは 1 つはホテルと旅館を統合したデータになったということと、あとは当時インバウンドの関係もあり、大型ホテルや、ビジネスホテルなどが伸びたという背景があります。あとは簡易宿所の数も伸びており、この背景としてはインバウンドがまずあったということと、法律ができてしっかり行政指導がなされている結果なのかと思っております。

続いて 10 ページ目です。10 ページ目は旅館業の宿泊者数の推移を示したものです。御覧になると一目で分かるのですが、令和 2 年 4 月から、特に外国人宿泊者数がほぼないという状態で、これは新型コロナに伴う国内外の出入国規制に伴うものであり、世の中で言われている「インバウンド需要の蒸発」というものが表われているところです。

最後 11 ページですが、旅館業法における旅館業の定義というものを示したものです。「旅館業」とは、施設を設け、宿泊料を受けて宿泊させる営業であること。「宿泊」とは、寝具を使用して施設を利用すること。「営業」とは、社会性をもって継続反復しているも

のであること等を書いております。簡単でございますが、資料 2 につきましては以上でございます。

○玉井座長 ありがとうございます。この旅館業法の歴史的経緯を御説明いただきました。構成員の皆様方、何か御質問あるいは疑問な点がありましたら、どんなことでも結構でございますので、挙手をお願いしたいと思います。

この経緯に関して宿泊関係の構成員の皆さんはよく御存じだと思いますが、この経緯には大きな変化のタイミング等がありまして、喫緊ですとインバウンドがゼロになったことによって、業務どころではないというのが実態なのですけれども、いろいろな社会に大きく影響されてくるということになります。御意見ございますか。特によろしいですか。

それでは続きまして次第 4「旅館業法に係る主な検討課題について」。今回の一番のポイントでございますけれども、これは資料によって内容が大きく異なりますので、資料ごとに説明と質疑を区切って進めてまいりたいと思います。まずは資料 3、今後の検討に当たっての基本的な視点と想定される課題(案)として検討の全体像をまとめていただいております。事務局より資料 3 の御説明をお願いしたいと思います。

○溝口課長補佐 引き続き事務局から説明させていただきます。タブレットにあります資料 3 を御覧ください。まず、今後の検討に当たっての基本的な視点と想定される主な課題ということで、これを簡単にまとめてみました。

まず、基本的な視点ですが、今回御議論いただきたいものが大きく 3 つありまして、1 つが前回の旅館業法の改正において、違法な民泊サービスの広がりを踏まえ、無許可営業者に対する取締り強化等を行ったところですが、この改正の施行がどのような形で効果を上げているか、どのような影響を与えているかという点について検証したいという点が 1 点。2 点目、昨年来、旅館・ホテル業の新型コロナウイルス感染症への対応について、いろいろな所に顕在化してきた法制面の課題などについて、検討課題の 1 つとして検討いただきたいという点。3 点目が現代の旅館・ホテル等を取り巻く状況を踏まえ、見直すべき内容がないかという 3 点です。

下の囲みは想定される主な課題で、より具体的にしたものが以下です。法改正の施行に対する評価とそれを踏まえた必要な対応、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた検討課題、具体的には旅館業法の 5 条の宿泊拒否の制限と、6 条の宿泊者名簿などについての検討課題があるということ。あとは事業承継手続において、相続等による承継では手続の簡素化がなされていますが、事業譲渡による事業承継手続については、必要な規定が整備されていないということで、これを旅館業に適用することがよろしいか、あるいは適用する際にどのような整備をした方がいいかについてが御議論いただきたい点です。

また、左にあります点につきまして、検討に際しても留意すべき点として、今も流行しております新型コロナウイルス感染症の感染状況や対応状況に関するもの。あとは実際に規制の内容や方法に対応した場合に、自治体側の体制がどうなのかというところの点。その他の 3 点です。資料 3 につきましては以上でございます。

○玉井座長 ありがとうございます。今、基本的な視点ということで3点。続いて想定される主な課題ということで、その他も入れて4点。それから、検討に際して留意すべき点ということで2点プラスその他という御説明を頂きました。特にこちらに関して御質問あるいは御意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、後ほどこのような課題について、いろいろ皆さんに御意見を頂きますので、次に進みたいと思います。ありがとうございます。

続きまして資料4、5として、平成29年度改正旅館業法の施行状況に関する資料をまとめていただいております。まずは資料4について、事務局よりお願いしたいと思います。

○溝口課長補佐 引き続き事務局から説明させていただきます。資料4と5につきましては、先ほどお話ししました、法改正を行ったことに伴う、施行状況のプレビューとして御説明させていただきたいと思います。

資料4ですが、平成29年の改正旅館業法の施行、特に違法民泊対策がどのようになっている、施行後にどのような取組をしたかということと、数的にどのような変化があったかということをお示ししたものです。

まず、民泊の現状ですが、平成30年6月に住宅宿泊事業法及び違法民泊の取締りに関する改正旅館業法が施行されております。その後、直近のデータで、住宅宿泊事業の届出数は約1万9,000件。簡易宿泊所は約3万7,000件です。特区民泊は約3,400施設、9,800居室程度となっております。

これは2ページ目が分かりやすいのですが、旅館業法違反のおそれがあると把握した案件は、令和2年3月時点で1,624件。法の施行前は7,993件でしたので、大幅に減少しているということです。令和3年3月の住宅宿泊仲介業者の95社の取扱件数については11万3,000件ほどとなっております。前回よりも5,000件ほど減少しております。

改正旅館法が法施行された後の主な取組としては、地方自治体への対応として、まずは旅館業法に関するFAQをお作りして自治体に発出してしております。また、違法民泊の利用や運営の問題点を呼び掛ける啓発メッセージなどの取組。外国語訳の作成をして、厚労省ホームページの掲載、自治体への提供。地方自治体の違法民泊取締りの事例の収集や紹介などもしております。

あとは関連して、関係省庁間での連携としては、違法民泊対策関係省庁連絡会議という、観光庁なども入っていただいております。その会議を定期的で開催し、取組の紹介や情報共有連携の強化などの取組をしている点。地方自治体と協力し、民泊仲介サイトにおける取扱物件については適用性の確認、適法でなかった場合に仲介業者に対して削除するなどの指導。3点目、厚労省のホームページには、地方自治体の旅館業法許可物件掲載ページを掲載し、仲介業者に通知などをしております。4点目、関係省庁において、住宅宿泊事業法の届出物件や旅館業法の許可物件、特区民泊の認定などを一括で管理するデータベースの構築などをしております。

その他、特区民泊に関する内容として、改正国家戦略特別区域法が令和2年9月に施行

されております。

以下が行政サイドの取組ですが、2枚目をおめくりください。では数的にこの法律の効果、あるいは自治体で取り組まれております指導関係の内容を数値化したものです。先ほど少し話した、大分減っているというところですが、数字としては、まだ法律施行の前の平成30年3月、7,993件あったところが、直近では令和2年3月の1,624件、約6,000件ということで大分減っております。

2の各年度において自治体が指導等に至った端緒としては、保健所の巡回指導や近隣住民等からの通報などがありました。ちょうど問題が顕在化した平成28年度のところが1万件ほどということで、何か対策が要るだろうということでスタートして、その後に法律ができて、大分静かになったということです。

まず、3の各年度の各自治体の指導状況としては、指導の効果で営業を取りやめたとか、あるいは営業許可を取ったという形です。今まで法的な、あるいは行政的な規制がないところを、この法律を作ることによって民泊を取得していただく、あるいは簡易宿所を取っていただく、あるいは曖昧なものはやめるというような形での指導が行き届いたり、業界でもその制度が浸透してきたということで、これは法律の効果はかなりあったのではないかと考えております。資料4につきましては以上です。

○玉井座長 ありがとうございます。資料4は主に民泊の実態についての御説明でございました。こちらについて構成員の皆さん、何か御質問あるいは御意見ありますでしょうか。では、三浦構成員どうぞ。

○三浦構成員 三浦ですが、ちょっと教えていただきたいのは2ページなのですが、令和2年3月末現在、1,624件ということで、その前年の令和元年度の指導状況を拝見すると、基本的には指導で大体全部終わっているという理解ですか。要するに無登録営業の罪みたいなことで警察に告発するとか、そこまで強い問題は起きていないという理解でいいのでしょうか。

○成松課長 生活衛生課長でございます。御指摘の点、どれだけ摘発というものがあったのか、少し調べられれば、特に何個かあるかどうか、ちょっと確認をさせていただきたいと思っております。それはまた追って御報告したいと思っております。

それともう一点、補足を申し上げますと、令和2年の3月末のデータになっていまして、今年、令和3年3月末のデータがどれなのかということですが、今はちょうど集計をさせていただいておりますので、それもまた何回か後の会議にお出しさせていただいて、また先ほどの三浦構成員がおっしゃったような事案があったかどうかも含めて、少し確認をさせていただければと思っております。

○三浦構成員 分かりました。

○玉井座長 よろしいですか。ほかの構成員の皆さん、いかがでしょうか。民泊に関しまして、本当に3、4年前、侃侃諤諤の議論がなされました。個人的には180日というのは意外と効果があって、規制が効いていると思っております。こちらもこれからいろいろな形

で検討されていくのだらうと思いますが、特にないようでしたら次に進めさせていただきます。

続いて資料5につきまして、事務局より御説明をお願いしたいと思います。

○溝口課長補佐 引き続き事務局より説明をさせていただきます。今回の法改正に伴うプレビューの2点目です。前回の法律におきましては、国会の改正の審議の際に、いわゆる業の許可を取っていないけれども、実態として泊まることができるような、ネットカフェみたいなものが代表例ですが、そのような利用実態について実態に応じた適切な把握をすること。それに伴って旅館業法の適切な指導をするべきではないかという附帯決議を頂いております。

そのため、10自治体ですが、まず、実態として宿泊するのが可能な施設に対し指導状況に関する簡単なアンケートを取らせていただき、その実態把握と適切な対応についての検討を図るものとして調査をしたところです。

2のアンケート調査ですが、内容としては調査目的と調査対象、調査時期は以下のとおりです。調査項目としては、対象施設が実態として宿泊することが可能な施設となっているかの判断について。もう1つは対象施設が実態として宿泊することが可能な施設となっているかの指導状況を、どのようにやっているかというところです。

調査結果の概要を簡単に書いておりますが、それぞれの自治体で指導するというのもあり、なかなか個別事例や施設ごと、あるいは自治体の地域の実情というものがあるので、いろいろなロケーションを踏まえて総合的に判断されて、指導されているなということが分かったところです。

例えば、ソファベッドがあることをもって寝具とするか。あるいはいろいろな施設の実態をもって、ソファベッドがあるから、すぐ寝具というのはなかなか言いづらいところもあると思いますので、その辺も踏まえて営業時間や営業形態みたいなものも総合的に判断されているというところです。

また、「24時間空いています」とか「24時間利用可能です」みたいな内容もありますが、なかなか外形的なものだけをもって宿泊できるとは、まだ言い切れないこともあるので、そういう表面的なところだけで判断している訳ではないということ。

あとは3点目のところで、「泊」や「休憩」など明らかに泊まるのを前提にしているような内容の看板やサービスがある場合、明確に「泊まれます」、あるいは「泊めるために料金を取ります」というような表示まであれば宿泊だという形になっておりますが、そこまで明確に表示されていない所は現地に入って確認するなど、実際に指導する場合に実態を見ながら判断されていることが分かりました。

続いて2ページ目、3ページ目ですが、具体的にどのようなアンケートをとったかというところを簡単に示したものです。まずは、この対象施設というのは、どんな所が想定されるかということで、主にレンタルスペース、ネットカフェや漫画喫茶、カラオケ店みたいな所を対象に指導したり、確認したりしていると。条件によってソファベッドやリクラ

イニング、ちょっと横になれて寝られることも可能なものについて、宿泊とするかというところは、ただ単にあるというだけでは判断できないということで、ほかの経営実態なども含めて、総合判断していますというアンケート結果であったこと。あとは施設において24時間利用可能なプランということで、単純に24時間居られますということをもって、イコール宿泊施設となかなか言えないということもあるので、そこは総合的に判断していますというところ。

④のところで「泊」や「休憩」など、明確に泊まるというのであれば、そこは宿泊だろうと判断したり、あるいは「宿泊料金を取ります」まで書いてあれば、明確に宿泊施設だということで指導しているというようなお話でした。その他、浴室シャワーも同じような感じであり、浴室やシャワーがあるだけで宿泊施設だとは言いきれないこともあるので、それもまた全体的な考えということでやっているところです。その他、レンタルルームのお話や、なかなか宿泊の線引きは難しい内容があるということは意見として頂いているところです。少し長くなりましたが、事務局からは以上でございます。

○玉井座長 ありがとうございます。資料5、こちら先ほどの民泊に続いて、これを宿泊業と捉えるのかどうかという、非常にグレーゾーンとして難しい視点だと思います。何か御意見ありますでしょうか。

○多田構成員 私、ちょっと思い出したのですけれども、ついこの間、要するに改造というか設計上そのようにしてしまったのか、個室化と言うのですか、鍵が掛かるようになって、要するに人が拉致というか、中に人質をとって立て籠もってしまったみたいな事件がありました。私も昔に興味を持って「ネットカフェってどんなのかな」と思って見に行ったときには、腰下ぐらいの、要するに閉鎖空間はなかったのですが、昨今はそういうものが当たり前、需要に応じてということもあるのかもしれないけれども。

それから、いろいろな意味合いでの利用の仕方、ホテルも何も泊まれない人が長期間泊まっているような実態とか、これもやはりいろいろと調べて、適切な対応を取っていかないと、気が付いたときには、やはり利用者が安全な形で保たれていないということが業種として横行するようなことがあってはいけません。我々の宿泊業とは違うのですが、結果的には目的が達成できるということでは、ほかのほうから見ていて、ちょっと心配だなと。2方向避難など我々は大変厳しい消防法の下に、安全を担保しているのですが、こういう所はどうなのだろうかと思えてなりません。火が出たらもう一緒に、やはり避難経路の問題とか、これはとても注視していかなければいけないということは、他業種ながらちょっと感じて意見を言わせていただきました。

○玉井座長 ありがとうございます。ほかの構成員の皆さん、ございますか。では、三浦構成員どうぞ。

○三浦構成員 三浦です。自治体のアンケートは旅館業法の適用ができるかどうかという観点からのようなのですが、もっとその前提として、多田構成員が御指摘になったように、そもそもネットカフェの実態として公衆衛生上の問題があるのかどうか、実際にあるとす

れば、多分保健所のほうは何らかの指導をしたいのだろうと思うのです。けれども保健所のほうで使う法律がなくて困っているのかどうか、その辺の実態分析がもしされているのであれば教えていただきたいのですが。

○玉井座長 では事務局、お願いします。

○溝口課長補佐 すみません、事務局からのお願いというのも変なのですけれども、保健所で行われている内容でもありますので、内田構成員のほうに、今、どんな形で行われているのかというのをお聞きしたいと思います。

○玉井座長 では、内田構成員よろしくお願いします。

○内田構成員 大分県東部保健所長の内田でございます。私どもの保健所では、通常はネットカフェというのは、宿泊施設というふうには考えておりません。旅館業としての指導ということは行っておりません。ただ、最近は新型コロナの患者さんの発生という観点で見ますと、たまにネットカフェ利用者から発生することはございます。ただ、その場合に周りを調べても、そんなに感染が広がっているという事例は、今のところはないようでございまして、そういった面では今のところは大きな問題があるというふうには認識していません。ただ、これは私の保健所だけの話でして、ほかの保健所の実態を聞いているわけではございません。申し訳ありません。

○玉井座長 ありがとうございます。よろしいですか。では増田構成員。

○増田構成員 ネットカフェの実態というのは、ちょっとまだ私自身は分からないのですけれども、一般の者からすると非常に危ないというか、いろいろな衛生面とか非行とか、それから、先ほどおっしゃっていた防火とか、そういうところで事件が起こっているのを見聞きしますと、非常に危険だなというイメージがあります。

反面インターネットを、これからますます一般の方が利用するようになって、そういうところの1つの場所ということからすると、安全な場所というのが提供される必要があるなというふうにも思います。宿泊という面の規制を考えると同時に、広く国民に有益な場所だという所を、安全に提供する場所であってほしいなという視点も必要かなと思っています。

○玉井座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。では事務局、お願いします。

○溝口課長補佐 事務局でございます。増田構成員からの御意見は正にそのとおりでして、旅館業法や保健所からは、どうしても衛生面が中心になるのですけれども、一方で、いわゆる生活困窮や社会福祉対策という側面もございます。今は特に格差社会問題などもあり、そこをいわゆる棲家ではないですけれども、必要な例もあるというところで、厚労省の中でもコロナ生活困窮対策関連でネットカフェなどに住んでいる人の救済策みたいなものがあると聞いております。一方で衛生対策、一方で困窮対策という側面もありますので、そこはいろいろな所とも連携をして、特に今も指摘のあった防火・防犯の面など、いろいろな問題が出てきますので、その中にも衛生的なところも含めて、少し全体的な対応が必要であると思っています。

○玉井座長 ありがとうございます。ほかの先生方はいかがでしょうか。実は私も朝早く歩いていますが、私の所からちょっと離れた所に大きなカラオケ屋さんがあって、そうすると朝は大体 5 時半から 6 時ぐらいになると、思った以上の方が出ていらっしやるのです。ですから私は間違いなく社会情勢は、そういうマーケットを必要としていると思います。それにどうやって対応していくかという時代になってきているのだらうと思います。この旅館業法の中に収めるかどうかは、また別問題になると思いますが、今後は是非この問題も含めて検討していければと思っております。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、資料 6 と 7、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた検討課題。非常に重たい問題ですが、事務局でまとめていただいております。まずは資料 6 について事務局より御説明をお願いしたいと思います。

○上坪企画官 企画官の上坪です。資料 6 を御覧ください。こちらは新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた検討課題について御説明しております。下の浅沼政府参考人のコメントにもあるのですが、宿泊が必要な方が原則として宿泊施設を利用できるという建付けが大原則になっております。それで、この 5 条については、この条文の所で、例外に当たるものは何かといったところで書いているのが、この 5 条になります。

今回、特に問題になると思われるのが 1 号なのですが、宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるときで、これが宿泊を拒める例外に当たるといったものであるところ、どうしようかといったところが検討課題になるかと思っております。

こちらの解釈として、下の囲みの所で、今年の 5 月 19 日の衆議院厚生労働委員会の浅沼政府参考人の答弁として、下線部分で、例えば新型コロナウイルス感染症につきましても、単に熱があるなどはこれには該当しないと解しているとしております。

この 5 条の位置付けとしては、国内のどの地域でも、宿泊の必要な方が、原則として宿泊施設を利用できるという、旅館業の有する公共性やその位置付けについて考慮する必要がある。そのほか、黒川温泉の事例、すなわち過去ハンセン病元患者の宿泊を拒否した事業者に対して、本規定に基づいて行政処分が行われている。実際に、そういう不当な差別的取扱いを防止するために重要な規定と位置付けられてきたことを踏まえると、丁寧な参考を要すると認識しております。このようなことが、5 条を検討するに当たっての考え方になります。

こちらについては、その下の田村国務大臣も同様に述べておりまして、旅館業というものは歴史的なものがあるといったところで、野宿をしなければならないとか、そういう旅館の有する位置付けというものがある中で、宿泊を担保する法律になっている。一方で、時代はもう大分変わっているといったことも事実だといったところで、この法制度、法改正をすとなれば、非常に重い仕事になっているので、このような場所において丁寧に、いろいろな方々の御意見を伺った上で検討させていただきたく、この検討会で議論させていただければと思っております。

2 ページを御覧ください。こちらと 3 ページで、これまで生活衛生課が行ってきた、新型コロナウイルス感染症に関する対応状況を書いております。いずれも通知、事務連絡レベルで行ってきた対応になるのですが、2 ページは宿泊施設に対して、宿泊客への周知について依頼を行うとともに、保健所との連携等について周知したものです。去年の 6 月 26 日は、宿泊者に以下の周知をするように、宿泊施設に対して依頼したものです。これは、発熱の目安を 37.5 度というのを示したとか、あるいはチェックインのときに発熱の目安を示した。2 点目が、発熱が実際にある宿泊客については、客室内で待機して、外に出ないように要請することを依頼したものです。その次の去年の 7 月 22 日というのは、最寄りの保健所への連絡がつかない場合には、相談センターに連絡してくださいということを依頼したものです。去年の 7 月 28 日は、自治体をお願いしたのになります。保健所も連絡先の 1 つになっているので、即応体制がどうなのかといった声も当時はあったところですので、例えば土日祝日も含めて、24 時間の受付が可能な体制を維持してくださいとか、外部委託の活用も可能であるとか、そういったところをお示したところになります。

3 ページを御覧ください。こちらは、先ほどの 2 ページ目の去年の 6 月 26 日でお示したものを強化したもののなのですが、宿泊客が正当な理由なく受診・相談センターの指示に従わなかった場合についての考え方を周知したものです。今年 2 月 12 日の事務連絡です。ポツを 2 つ書いている所は、去年の 6 月 26 日にお示した内容と同じなのですが、下線部のなお書きの所を御覧ください。受診・相談センターや宿泊施設等からの上記指示・要請が社会通念上正当な範囲内であって、かつ正当な理由がないにもかかわらず当該指示・要請に宿泊客が従わなかった場合については、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動又は合理的な範囲を超える負担として、旅館業法の第 5 条第 2 号に該当すると考えられるところで、これは宿泊拒否に該当するという考え方を示しております。

このような形で、事務連絡レベルで、生活衛生課としても考え方を示してきたものです。4 ページにも書いているところでは、こういう感染症対策を行ってきた中ではあるのだけれども、旅館業法 5 条については、感染症対策の観点からも、制度の見直しを検討すべきだといった意見も頂いているところです。後で述べるのですが、合理的なものにすること、不当な差別的取扱いをされない、これは留意してくださいとされていたところではあるのですが、4 ページの I の①にもあるように、例えば去年の 6 月 4 日に全国知事会からは、国内で緊急事態宣言が発出されて、感染拡大を防止するために必要な場合、宿泊を拒むことができるといった趣旨の規定を旅館業法に加えることを要望されていたり、令和 3 年 8 月 20 日、知事会から緊急的時限措置として、感染爆発を抑えるために、国の責任の下で旅館業法等、必要な法整備の検討をしてみたらどうかという御要望がなされております。

5 ページの③は長野県の御要望になるのですが、旅館業法 5 条の宿泊拒否の制限については、宿泊施設で弾力的な運用ができるよう、法改正を含めた制度の見直しを検討することを要望されてきております。こういったところが、自治体から要望されているところに

なります。

ただ、根底としましては、Ⅱにもあるとおり、宿泊拒否の制限規定については、検討の方向性として、不当な差別的取扱いがなされないことに留意しつつ、合理的なものになるような方向で検討すべきであるといったところが、「民泊サービス」のあり方に関する検討会の最終報告書でも、平成28年当時に示されてきたという状況になります。

○玉井座長 5条、6条に関して、本委員会の命題になろうかと思えます。こちらについて、是非忌憚のない御意見を頂きたいと思えます。よろしく願いいたします。

○越智構成員 そもそも、この条項と運営の細則で、本当に現場は回るのかなど。こういう発熱をしたときに、保健所に聞きなさいとなっているのですが、保健所でどのように対応できているのかをお伺いしたいし、結局たらい回し状態になりそうなので、現場で旅館の皆さんが、これで動けるのかなというのが非常に心配な状態です。まずはそこを伺いたいと思えますが、いかがでしょうか。

○玉井座長 5条に関して、宿泊拒否の問題は大きく分けると2点あると思えます。今起こっている感染症の喫緊の課題と、そうでない形の拒否の問題とあると思えます。取りあえず、感染症のコロナに関して一旦議論を集中させていきます。今の越智構成員の御質問について、どうでしょうか。多田構成員、現場ではどうでしょうか。

○多田構成員 現場の人がこれでできるのかという御指摘がありました。御指摘のとおり、実は5条の1項の法律の文章の中にある、「明らかに認められるとき」とはっきりうたっているのは、三浦構成員は御専門でございますので、実はこの宿泊拒否の判断が非常にしづらく、これができるのはお医者さんしかいないというような話もございます。

では、現実の環境の中で、週末で世の中が休んでいる中でやってきたお客様の中に万が一にいたときに、これを、そしてまた隔離ということになりますと、そういうときというのは、本当に部屋がないというのが現実だったり、いろいろとあるわけです。

ここで明らかが踏めないということになりますと、現場はどのようになるかということですが、まずこの状態ですと、非常に頭が痛い。できないのだということになってしまふところがあります。

現実にコロナが拡散していく中で、全国で一、二、こういったトラブルの問題が出たと報告を受けております。最終的には、そのお客様の態度が、周りのお客様に非常に迷惑を掛ける行為になったので、そちらに該当するということで対応を取ったりしておりますが、根本的な感染という問題では、これでは解決できないのが現状です。

したがって、今回の宿泊拒否に関しての解釈を、合理性をもって判断できる。その中で、一番は経営者はほかのお客様の安全と安心が、そのときの天秤になります。万が一のことがあってはいけないので、本当に疑わしきということではないのですが、結果が検温と、そういうことは宿泊業は必ずやっているのです。そうすると、明らかに証拠が出ているわけですから、これは1回問合せをしてもいいですかと言って、あっ旋するという行為はしなければいけないし、その結果によっては宿泊できないという結論になっていくのも、合

理的ではないかなと感じているところです。今の業界としてのスタンスは、それを運用できるようになればいいなということで意見させていただきます。

○玉井座長 三浦構成員、お願いします。

○三浦構成員 関連する話で、どこまで多くの宿泊施設が困っているかどうか分からないのですが、結構コロナの感染の問題が起きた頃から、私の所にかかなりの相談が寄せられました。その理由は、多田構成員がおっしゃっているように、感染の防止のガイドラインが産業ごとに作られているわけですが、ガイドラインで「検温を必ずしろ」と書いてあるわけです。検温した結果、37.5 度以上だった場合に、では宿泊拒否できるかと言うと、多田構成員がおっしゃったように、明らかに認められるときには当たらないということと、厚労省が出している通達で、「37.5 度以上の発熱のみでは宿泊拒否をすることはできない」という通知が各地の保健所に出ているために困っているという相談なのです。

感染ガイドラインというのは、非常に細かく 37.5 度以上の発熱があった場合にどうするかということが書かれています。その 1 つは何かと言うと、まず別室を用意するということです。その疑いのある宿泊客用の部屋を用意して、導線を別に分けるのです。それから、食事は、その宿泊の客室まで持って行くということになっているのです。それから、非常に個別のドアノブとか、あぁいったものの清掃をしっかりとやるなど書いてあるのです。多田構成員には申し訳ないのですが、今の宿泊施設の現状から言うと、あのガイドラインを完全に守れる宿泊施設があるのかというのは、かなり厳しい状況だと思うのです。

まず、導線を分けたり部屋を設けると言うのは、相当大きな宿泊施設でなければ無理です。それから、人的な問題として、食事を分けて個別にサービスするというのは、どこの宿泊施設でも、よほどの高級旅館でなければ難しいのです。そういうことで、実際として、そういう感染ガイドラインに従った対応ができない宿泊施設については、私は第 5 条第 3 号で、宿泊施設に余裕がないときに当たると言うことで、宿泊拒否しなさい、この理由で説明しなさいというように指導しています。

ただ、これはかなり、危うい解釈ではあるのです。そういう意味で、その辺のところは、もう少しきちんとした考え方で対応したほうがいいのではないかと思います。

○玉井座長 ほかの構成員からはいかがでしょうか。

○坂元構成員 この旅館業法第 5 条については、先ほどから構成員の先生方の御意見、新型コロナへの対応に御苦労されている現場の声をお伺いすると、状況に即した見直しを求めると言う御意見はもっともかと思えます。他方で、先ほど事務局の説明にもありましたが、ハンセン病元患者の宿泊を拒否した黒川温泉宿泊拒否事件では、旅館業法違反の罪で、ホテルを運営していた前社長ら 3 人と運営会社が略式起訴されて、それぞれ罰金 2 万円が命ぜられたわけです。

このように、過去に疾病や障害などで差別的な取扱いをされた事例もあるとされていることから、この検討会で、こうした方々の声を伺う機会、ヒアリングが設けられるように、慎重な検討をお願いしたいと思います。

○玉井座長 内田構成員、どうぞ。

○内田構成員 保健所も、ホテルとか旅館に宿泊中の方が、実際にコロナになった事例というのは経験しております。私ども、この感染症が流行り始めた去年ぐらいに、こちらの旅館組合の方々と話し合っ、もし疑いのあるような方がいたら、ここの医療機関で診てもらおうということを決めておりました。今のところ、うちの管内の旅館業の皆さんは、怪しい宿泊客が来たら、そういった医療機関に相談して受診していただく。そこで診断されて陽性となった場合には、その後、感染症法に基づいて、私どもが行動することになるわけですが、そこにたどり着かないと、先ほどの話ではないのですが、ただ熱があるとか、あるいはちょっと症状があるというだけでは、これを感染症の患者と扱うわけにはいきませんので、そのところが一番難しいところかなと聞きながら感じております。

それと、私どもが非常に困るのが、濃厚接触者という方々です。旅行に来て、旅先で自分の旅に出てきた前の場所から、あなたは濃厚接触者ですという知らせが来ることがあります。そのときに、もうすぐ帰る予定だったのですが身動きが取れなくなる。濃厚接触者は公共交通機関も使えませんし、そういったことになったときに、その晩どこに泊まるかは非常に困るという事態がありまして、そこはできたら、まだ感染者ではないので、宿泊をしていただきたいということで困ることが結構あります。そういった御意見があります。

○玉井座長 越智構成員、どうぞ。

○越智構成員 私も、この話をやっているときに、いろいろな事案も、新聞の取材なども受けまして、いろいろな事例も聞いたのですが、消費者側と比べて事業者側が余りにも守られすぎていない、縛られすぎていて、圧倒的に消費者の権利が有利すぎると感じます。

これは構成員の先生方にも伺いたいのですが、例えばインドなど変異種がたくさんある所から帰ってきて、うちにいると家族が心配だからホテルに泊まりたいという人がいたり、うちの学校で感染が出てしまったので、寮は閉鎖しなくてはいけないからホテルに泊まれとか、このようなことを指示する学校があったり、ある意味、第5条で拒否できないのが分かっている確信犯として、消費者が権利を主張して、泊まらせるのだぞと言っている人たちが非常に多いのも現実ですから、そういう状態で仕事をさせられて、ほかのお客様を守る、あるいは従業員を守るということをしろと言われても、非常に厳しいのではないかと思います。

今、この業法そのものの問題なのか、運営の問題なのかということがあって、運営の規則を見直せばいいのではないかという議論もあるかもしれませんが、そもそも、この業法の建付けの中に、産業を健全に発展させ人材を集めて、未来の観光戦略の担い手にするという重要な側面があって、若い人たちにどんどん来てほしいというような業界に変えていくためには、余りにも縛られすぎていて、未来があるということを見せられないとまずいのではないかという気もしています。

ですので、余りルールの問題だけではなしに、条項の削除までできなくても、相当の見

直しをして、ある程度事業者側も、無理難題を言う消費者に対抗できる状態にできないのかなというのが、私の意見です。

もう1つは、感染のガイドラインを作って、これだけたくさん、どこの旅館に行っても、今は民宿でもそうなのですが、全部体温測定をしています。これが有効でないのだったら、何のために検温しているのかなと。やってもしょうがないのではないかとなりかねないと思います。スクリーニングするためにやっていることだから、それは有効に使いたい。あるいは、今従業員向けには抗原検査キットなどが配られているようですが、それを使って、バックアップ検査をして、陽性になったら、すぐに医師が診てくれるという環境作りをするとか、そういう運営の問題も併せて考えていかないと、コロナの問題はまだまだ続くので、このままだったら旅館が疲弊しすぎるのではないかと非常に心配しています。

○多田構成員 当該法律は、我々の業種のために、いろいろ皆さん方に御意見を頂いているわけですから、当然、おっしゃる意味合いのところはございまして、ただ、私がここでお願いしたいのは、事あったときに対応の取れる内容に、より近づいて改正されるべきであって、現実には、検温をしておりますが、私の旅館は大して大きくないのに、6万人ぐらいでしょうか、例えば去年のGoToトラベルがスタートすると、それぐらいの勢いで年末までいったのですが、その間に、体温をオーバーした人が1人もいないのです。それから、ほかでもそういうことは余り聞きません。唯一、ぱらぱらと37.5度を超えた方がいらして説明をしたら、そこはおとなしくお帰りになったということで、拒否という言葉は出さなくても済んだのですが、中には、全国で「何で泊められないのや」ということになって、ちょっともめたという話も聞いたこともございます。

それは最終的には、経営者が業法の文言を基に、振り切れないことがあるわけです。大体、冒頭に言われたように、昔は交通機関も疎らで、野宿かということがありましたが、現在では野宿ということはまずあり得ないですし、そういうことはまれにあるかもしれないけれども、そのときにはそれなりの判断を経営者がするものだと思いますし、不幸にして、過去に黒川の事件があった時代と情報の量が違いますので、我々の業界は、当然そういう指導をして、中には、別な話ですが、盲導犬とかを断る旅館があるようなことがあってはいけないので、徹底して、これは宿泊のお客様の目なのだとということで、勘違いがないように徹底していますが、現実にはそういう扱いをする場合も出かねますので、そのようにならないように、情報をきちんと業界としては指導していくことを建付けの法律の部分で不合理があるところを心配して、将来の夢という魅力のある観光立国の宣言もしながら、我々のほうも厚労省、観光庁にも後押しを頂いてやっている中での対応の問題の部分ですので、これは当然御指摘のとおり、合理的な部分で、間違いのあるようなことがあってはいけないということも理解するわけですが、現状のところは、ちょっとこれはきついかかと、運用の実態に合わないというのが、強く感じているところで、今回の5条というのは台風の目で挙がっているようなところだと思います。

○玉井座長 櫻井構成員、先ほどの越智さんの御意見を受けて、何かございますか。

○櫻田構成員 私ども、働く者の立場で申し上げたいと思いますが、先ほど越智構成員におっしゃっていただいたことはごもっともだと思える点が多くございます。というのが、明らかに罹患していることが分かる場合にしか宿泊拒否ができないということになりますと、疑わしい場合にお断わりすることはできない。働く側は大変弱い立場に立たされているというように思っております。

そのときに、もちろんほかの宿泊のお客様をお守りするのは当然のことですが、働く側も安全でなければならないと思いますし、そのときに、スタッフは宿泊のお客様に、滞在中にたくさん携わるわけです。チェックアウトした後も、もちろん寝具を片付けたり、清掃したりするということがありますし、そういったことを考えますと、働く者も安全を守られる状況でなければならないと思っています。もちろん、不当な差別につながるということはあってはならないと思っております。

そうは言っても、現状を考えますと、もう少し柔軟な緩和される部分があってもよろしいのではないかと思いますし、ただでさえ、今、宿泊業から人の流出が顕著に見られる状況ですので、そういった意味からも、働く環境を守っていかなければならないと思いますので、そのこのところも是非併せて御検討いただきたいと思っております。

○玉井座長 増田構成員、いかがでしょうか。

○増田構成員 今、すぐに検査ができる体制が整っていないとか、検査結果がすぐに出ないという環境の中で、それで宿泊業をやっているとはいけないという状況だと、非常に厳しいというのはすごくよく分かりました。それと同時に、消費者のほうも、今そういう状態であるということを理解した上で利用していく必要があると思います。

日々の生活の中でも、マスクをしてくださいと言ってもらえないとか、そういうトラブルはよくありますので、普通の消費者は話せば分かる人たちがほとんどだと思っておりますが、そうではない方たちに対して説明をするときに、こういう根拠があるという明確なものを示すことができれば、事業者の方たちも運営しやすいのではないかと思いますので、その辺を整備していただくとよろしいかなと思っておりました。

○玉井座長 内田構成員お願いします。

○内田構成員 先ほどホテルに働く方々の部分でお話がありましたので、私も補足をさせていただきます。私どもの管轄する地域では、割とホテルや旅館が多いです。その中で、ホテルのスタッフの方で一番罹患者が多いのが、実は清掃の委託業者の感染がものすごく多いです。それ以外ですと厨房で、これは多分下膳したときの洗い片付けといった機会だろうと思うのですが、圧倒的に多いのはやはりホテル清掃の方々の感染が、私どもの地域では非常に多いです。ですので先ほど御指摘されておりましたけれども、そういった部分の対策は要るのかなと思います。多分そういった宿泊客が泊まっているのだろうと思うのですが、それが知らないうちに泊まってしまっているということだろうと思います。割と無症状の方あるいは症状の軽い方が、検温とかのチェックを素通りして宿泊してしまっているのではなかろうかと、私どもは思っております。以上です。

○玉井座長 ありがとうございます。意外とバックヤードでそういうことが起こっていると。多田構成員、その辺りは実際どうなのでしょう。

○多田構成員 実際に本当に危ないのは、後処理なのですね。それから、これはもう明らかになっているのですけれども、トイレ周りです。感染している人は、トイレ周りは絶対に危険地帯だと思っていますし、そこに接するときのやり方が不用意だと、二次感染を起こすと。旅館の場合は大概窓が開くので、まず初めに業者の人と決めているのは、入ったら窓を開けて風を通して換気をして、それから作業に入ると。当然、ゴミあるいは鼻紙といったゴミ袋の入っている物は絶対に直接触わないというように、いろいろなことを業者の人とも話し合って、今のところそういう事故は出ておりません。

ただ、みんながそこまで気をつけているかは定かでもありませんし、大体洋風のホテルのほうは窓の開き具合が弱い、その代わり密閉性が高いということがあります。旅館の建物は大体隙間だらけですから、普段でも換気がいいのだというようなことはあります。確かに御指摘のとおりで、いかに予防するかが大事になってくると思っております。泊ってしまったものはどうにもならないので、まして分からないですから。

○玉井座長 ありがとうございます。ほかの構成員の皆様、いかがでしょうか。実は十数年前ですけれども、鳥パンデミックの際に、感染症はかなりうまく抑えられました。私の携わったホテルでも発症事例があり、そのときはすぐに担当医師と相談の上、保健所に連絡し指示を仰ぎ対応しました。今まではかかった方への対応が中心でした。今回はかかっているかいないかをどのように判断するかですから、各先生方から御意見が出ましたけれども、喫緊の課題として、このところを法律上どのように対応していくのかです。

○成松課長 いろいろな方から御意見を頂き、ありがとうございます。事務局としてというか、今の規定では法律上の話と運用上の話が恐らくあって、今の法律を少し冷静に見てみますと、やはり明らかに認められるときというのはかなり限定的というか、自己申告をするとか、旅館のフロントで場合によっては聞いていただいて、その方も診断を受けて自己申告をする。あるいは場合によっては外見上本当に明らかなものもなくなっていると思いますけれども、ただそれも判断できるのはお医者さんぐらいだと思いますので、1号というのが限定的だという理解をしています。

そういった中で、今回新型コロナというのが出てきていて、そこが非常に課題になっている条文なのかなとは思っています。ですので、先ほど櫻田構成員がおっしゃったように、差別的なことをしないのも担保しながら、具体的にどういう改正をするのか、どのような見直しをするのかということ、私どもも先生方のお知恵を借りながら知恵を絞っていかなければならないなと思っています。

もう一点、違う側面で、ルールとか運用の話です。そういう意味では現行法というのはまだありまして、三浦構成員がおっしゃったように3号を柔軟に活用するというのも、ケースによってはあり得るのかもしれませんが。ただ、今の現行法で何ができるかというところで、越智構成員がおっしゃったように抗原検査というのは今は従業員の方々は提携医療

機関が必要ですがけれども、そういった方に抗原検査ができるような環境が整いつつあります。越智構成員がおっしゃるのは、それをお客様にという趣旨でおっしゃっていましたか。

○越智構成員　そうです。今はデルタ株が流行して、無症状感染者が宿泊する可能性が高まっているのに、発熱までしている人をそもそも何でスクリーニングとして認めないのか、私もちょっと不思議なのです。さらに何かあるのだったら、今、従業員向けに配られている抗原検査キットをすぐ適用して、お客様にもやってもらえば済む話なので、そうしたらもうすぐにお医者さんに連れて行くというようにすれば、保健所の手を煩わせなくても済むのではないかと思うのですけれども。

○成松課長　ありがとうございます。旅館業法を担当する立場としては、非常に魅力的な御提案ではあるのですけれども、厚生労働省全体としては今のところ従業員の方々に対しての抗原検査は、提携医療機関があればやり得るというような状況です。それを例えばお客様に広げるといったことが、私の立場から言うとまさしく大事なのかなと思っています。一方で、今の厚生労働省全体の運用自体が従業員までで行き止まっていますので、そういったところでも何か工夫ができるかどうかというのは、少なくとも現行法がしばらくは残るということですので、その辺りの運用も何かできることがないかということは、私どもとしても着目していきたいと思っています。

ただ一方で、今の現行の法律は、先ほどおっしゃっていただいたように昭和 23 年に作ったもので、これだけ公共交通機関が発達している中で、このままでいいのかということも論はあると思います。そういった意味でも、先ほど申し上げたように具体的にどう見直すのかということを知恵を絞っていければと思っています。以上です。

○玉井座長　ありがとうございます。実はこの問題は、宿泊業関係者からすると、その対応の仕方によっては、ホスピタリティー産業という言葉と相反してしまいます。授業でも私は学生に、外出中に災害が起こったときまず、近くのホテルに避難しなさいと話していました。ホテルには水も食料も毛布もあると。ところが、このような場合、ホテルに行けというのは、先ほど越智構成員からもお話がありましたように、これはホテル側からすると非常に対応に苦慮することになってしまいます。要するに、全ての困っている人を受け入れなさいというホスピタリティーの精神からいけば、宿泊産業としてはその精神はベースとして守りたいのですけれども、限度を超えてしまうと、先ほどの従業員の安全を確保するという視点からは、やはりそればかりも言っていられない、法的に何とかしていかななくてはならないだろうと思います。

先ほど三浦構成員から、3号での宿泊拒否のお話がありましたが、これは私もやったことがあります。ただ、現状これだけ SNS が発達してしまいますと、客室稼働状況はいろいろな所に出しているわけですから、すぐに分かっています。そういうことも含めて、なかなかそれも使いにくくなっています。そういう意味では、法的規制がいいのか、ある種の社会規範みたいなものでできるのか、これはまだまだ議論の余地があるところではないかと思っています。

○溝口課長補佐 今、遠藤構成員が入られていますので、御紹介いたします。遠藤構成員、聞こえていますか。

○遠藤構成員 遅くなって申し訳ありません。よろしくをお願いします。

○玉井座長 遠藤構成員、先ほど御不在のときに委員長代理を承認させていただきましたので、よろしくお願いたします。

○遠藤構成員 承知いたしました。

○玉井座長 途中からですが、宿泊拒否の件なのですが、コロナの感染症に関して議論をさせていただきます。

○遠藤構成員 入ったばかりですので、特にありません。

○玉井座長 承知しました。それでは、この件に関して、ほかの構成員の皆様方、御意見はありますか。次回以降も、いろいろなヒアリングの場面でこの問題は議論されると思いますので、またそのときに頂きたいと思います。

続いて資料6の続きについて、事務局より説明をお願いいたします。

○上坪企画官 引き続き、資料6の6条について、若干お話いたします。6ページを御覧ください。旅館業法の6条で、宿泊者名簿について規定がされております。そちらの記載事項として、氏名、住所、職業、その他厚生労働省令で定める事項を記載し、都道府県知事の要求があったときはこれを提出しなければならないとされております。2項において、宿泊者は営業者から請求があったときは、前項に規定する事項を告げなければならないと規定されています。注に書かせていただいたとおり、本条に違反した場合は罰則の対象になります。第1項に違反した場合に50万円以下の罰金、第2項に違反して事実を偽って告げた場合には、拘留又は科料といった罰則が付くということになっております。

資料の7ページを御覧いただくと、このような宿泊者名簿なのですが、特に職業の記載について、これまで地方自治体の方等から次のような意見を頂いております。このような御意見を踏まえて、具体的な見直しの検討を進めるべきではないかということもありますので、紹介いたします。1点目は、職業の記載義務です。こちらは実質的な意味がないのではないかと、現在の制度として適当ではないのではないかとといったところがあります。同様の意見として、第6条において、宿泊者名簿に職業を記載するように定められているのだけれども、自治体における監視時に宿泊者名簿を確認しても、記載していない施設がほとんどであると。感染症の拡大予防の面から考えても、これはもう職業を削除しても差し支えないのではないかとといった意見もあります。

それから、こちらの裏返しのような御意見もあります。宿泊施設における正に今議論している安全確保や経済的損失を抑えるために、むしろ宿泊者に身分証を提示させ、本人確認の徹底を図る。これによって、制度の実質的な担保を図るべきではないかといった議論もあります。6ページに旅館業法施行規則の第4条の2を載せております。その第3項第1号で、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号を提示するといったものがありますけれども、日本人についてはこういったものもありま

せんので、どうせやるならこのような本人確認の徹底といったものも意見としてはあると
いったところになります。私から第6条関係の説明は以上です。

○玉井座長 ありがとうございます。この6条について、各構成員の皆さん、御意見は
いかがでしょうか。職業の記載、身分証の提示がありますけれども、増田構成員お願いま
す。

○増田構成員 利用する立場からすると、職業を本当に書いている方はいるのかなと思
います。今はいろいろな職業があって、不労所得で生活している方もいますし、フリーラン
スだったり、私のような立場ですと書くときにちょっと悩んだりしますので、余り意味が
ないと思います。ここに書いてあるように、むしろ、その人の身分証の問題のほうが重要
かなという気はしています。ただ、インターネットで申し込めばカード決済で本人確認が
できると思いますし、旅行会社で契約したときもある程度そこは確認ができるようなこと
もあるので、そこまで必要かどうかは分からないのですけれども、コロナで何かあったと
きの連絡先を確定するというようなところのほうが重要なのかなと思いました。

○玉井座長 ありがとうございます。三浦構成員お願いします。

○三浦構成員 この問題は、基本的に公衆衛生の維持の観点から、保健所のほうで職業ま
で書いてないと感染者が多いのに苦勞するかどうかという点と、増田構成員がおっしゃ
ったように治安維持の問題として、日本の国籍を持っている者についてまでそういった身分
証の提示を求めるべきかどうかということで、専らその観点で議論すれば済む問題ではな
いかと思います。

○玉井座長 三浦構成員からそのようなお話でした。事務局お願いします。

○成松課長 おっしゃっていただいたように、この旅館業法全体が公衆衛生の視点ですし、
この規定もコロナも含めていざ感染症が起きたときに、迅速に追っていけるかどうかとい
うための規定です。そういった視点で職業が要るのか要らないのか、あるいは何らかの形
で本人確認をしていただくかどうかということになろうかと思えます。併せて、旅館業法
直接の目的ではないのですけれども、犯罪といった面でもこの宿泊者名簿は一定の役割を
果たしていますので、そういった意味でもそれで職業が要るかどうかといった視点になろ
うかと思えます。今日は警察庁の方は来ていらっしゃらないのですけれども、警察庁もそ
ういう意味では職業自体は特に要らないというような見解でした。あとは、内田構成員な
ども御意見を頂ければと思います。

○玉井座長 内田構成員お願いします。

○内田構成員 保健所としても、もう職業は要らないです。我々は公衆衛生上必要がある
ときに必要な情報というのは、お名前と連絡先です。どうやったら連絡が取れるのかと、
御本人のお名前ぐらいで、それ以外はほとんど必要ないといっているのではないかと思
います。以上です。

○成松課長 むしろ、もう一つの議論としては、先ほど内田構成員がおっしゃったように
連絡先みたいなものをしっかり確認をするというのがあり得るかなとは思いますが、

これも、また皆さんの御意見を頂ければと思います。

○玉井座長 越智構成員お願いします。

○越智構成員 この反対の議論で、本人確認の徹底というのが実質的に意味がないと私も思うのです。というのは、お金の話は先ほどクレジットカードでかなりできるという話があったのですが、実際にホテルや旅館に泊まる時に偽りの名前で泊まる人もいますよね。食い逃げしたりしないために、デポジットを頂いて現金で先に預かってしまえば済むわけなので、現金で取るかクレジットカードかのどちらかになれば、経済的な損失はオペレーション的に多分緩和されてしまうと思うのです。

それから安全確保に関しては、警察の方の見解は分かりませんが、連絡先が分かればいいのかと思いますので、身分証を提示させて本人確認を徹底するというのが、逆にこれを厳しくするのは反対です。旅行会社もそんなことはしていませんし、海外旅行に行く前には飛行機に乗るのにパスポート番号が必要なのでやっていますけれども、最小限の情報処理でやらないと、今は個人情報保護の問題もあって面倒くさくてしょうがないので、できるだけ簡素にして国内に関してはお名前と連絡先で動かしているというのが現実です。

○玉井座長 この辺りはいろいろな議論になろうと思います。多田構成員お願いします。

○多田構成員 宿泊施設としては、おっしゃるとおり職業によってそれを見て何かすることはありません。それから、事前の予約を今は感染対策のためにほぼインプットして、スマートチェックインのような形を導入したら、3分の1ぐらいの時間で、要するに今までのチェックインの手続の時間が掛からなくなってしまって、情報はしっかり入っているんで、連絡先も全て入ります。やってきた御本人の挙動がおかしいかということは別に見ているわけではないのですけれども、何となく分かるじゃないですか。そういうもので、お客さんちょっとうるさそうかなというようなことを言いながら、チェックして入ってしまうわけです。ただ1つ、上のほうに、衛生管理要項の中に宿泊拒否の制限というのがありますよね。これは石川県警でもいろいろと要望があって言っているのですが、反社に関してはやはりそこでけじめをつけるべきではないかと。そうではないということでマルをすとかということは、こういう所で全部が消えていってしまうのではなくて、ある程度の職業の問題で一番悩ましい部分に関しては、しっかり担保しておくという考え方が残ってもいいかなと。逆に言うと、今は徹底していないのですよね。宿泊者名簿の中で私もそれをやれと言うけれども、そんなものはどうのこうのみたいな感じがあるのです。いざ何かのときに詐称になりますので、要するにきちんと対応がとれるということで警察はそれを記載しろということはあるところがあります。職業のことにに関して少し角度は違うのですけれども、全くフリーでいいのかどうかということも、その部分に関してはしっかり残しておくのも、同じペーパーの中ですから必要ではないかと。社会的に相反する方々が大手を振って使えない施設だよということで、ちょっとあると有り難いかなと思っているところなんです。なかなか広がらないので、ちょっと感じているところなんですけ

れども。

○玉井座長 ありがとうございます。今、多田構成員からは宿泊拒否と併せて、宿泊者名簿の件に関して、コロナ以外の場合もケースとしては出たわけです。ここからは、そこまで範囲を広げて議論をしていただきたいと思います。御意見がありましたらどうぞ。

○三浦構成員 今、多田構成員がおっしゃったのは、職業欄に虚偽の事項を記載したときに罰則があるので、警察がそれを挙げることで、場合によってはそこから紐付けて暴力団員を摘発するとか、警察庁の人には悪いのですが別件逮捕の糸口にするというのは、実際に今までにすることはあったのです。ただ、それは先ほど成松さんがおっしゃったように、警察庁側がそんなものはもう要りませんと言っているから、要らないのではないかというのが私の考えです。

もう一つ反社の問題で言えば、反社の方たちが例えば私は組員なんて書くわけないですから、職業欄を書いておいても意味がないのではないかと思います。

○多田構成員 その辺はタイムラグがあるのか、私はそういうものを推奨しますと言われたもので、要は違いますよというのを入れておくと、それが違っていなかったら、問題を起こしたときに詐欺だということのできるということです。

○三浦構成員 あなたは反社ではありませんねという条項も入れろということですか。

○多田構成員 そういうやつです。

○三浦構成員 恐ろしいですね。

○多田構成員 職業は書かなくていいのです。

○三浦構成員 理解しました。いかどうかは別にして。

○多田構成員 そうですね。だけど、普通の人には当然違いますよとやれるじゃないですか。

○玉井座長 議論的には面白いという言い方は語弊がありますが。反社では1点言えるのは、指定暴力団であれば確実にできるのですけれども、そうでないものに関しては、もうほとんど無理です。私も何度も立ち会いをしました。指定暴力団と分かっていたら確実に警察は対応してくれますけれども、この辺りは非常に難しいところがあります。ほかに御意見はいかがでしょう。

○増田構成員 反社じゃなくても、著しい迷惑を及ぼす言動というものもあるのではないかと思いますけれども、急に暴れたり怒鳴ったり、従業員の方にバッシングをしたりということは、最近多いのではないかと思います。そういう方たちをきちんと拒絶できるようなものをどこかに貼るとか、明示しておくことはされているのでしょうか。いかがでしょう。

○玉井座長 基本的に、いろいろな注意事項は書いてあります。それから、今おっしゃったような何かしら威圧するような言葉とか、ましてや暴力でもあればすぐ対象になるので、そこまでもっていかせては、逆に身の危険があります。そこまでもっていけば、警察は動いてくれます。ただ、そこまでいかなければ、民事不介入で、一切対応しないです。ですから、それは別の視点で考えていただかないと、従業員の安全ということ

考えるといろいろ問題があります。

○櫻田構成員 今の第6条の職業の記載のことについて言えば、私も不要だとは思っています。今は追跡ということで行くと、実際に私も現場で対応していたときには、書く方はやはり少なかったなというのも実態であります。今の状況で行くと、転職といったことも多いですし、追跡ということ自体もそこまで職業という欄で多分できないのではないかとも思います。

ただ、経済的損失に関しては、支払いをせずに出ていってしまうスキッパーみたいな犯罪的なことを押さえるためということで行くと、やはり一定程度しっかりと連絡がつくもの、拒偽の申請をしないということその場で確認できるものがあれば、実際のところ本当はいいのだろうなと思っています。

それから今、お話の中で聞いていて思ったのですけれども、座長がおっしゃっていたカスタマーハラスメントにつながるようなことについては、この業法とは別の観点になるかもしれませんが、課題として検討していただきたい部分だと思ったところですので、意見になりますが申し上げます。以上です。

○玉井座長 ありがとうございます。この問題は、またヒアリングを各団体からさせていただきます。その時点で、いろいろと質疑をしていただきたいと思います。

続いて、資料7について事務局から説明をお願いいたします。

○上坪企画官 それでは、資料7を御覧ください。事業承継手続の整理ということで、その他の検討事項として挙げさせていただきました。

1枚目の背景を御覧ください。こちらはもともと去年の7月17日に閣議決定しているのですが、規制改革の実施計画で求められているものになります。2つ求められておりまして、1点目は既に実施したものになるのですが、省令を改正するなどして、とにかく添付書類の簡素化、削減を行ってくださいということ。その結果として、手数料の額を引下げるなど、手続を簡素化してくださいということが求められたところです。1点目については同じ資料の1枚目の一番下の○になります。(1)について、令和2年7月に旅館業法施行規則の改正を行いました。営業者から旅館業を譲り受けた者は、都道府県知事等への提出書類について、記載事項や添付資料の省略を可能としたところです。具体的にどうなったかというのは次ページに書いてあります。

上にまた戻りまして、2点目に求められたのは、事業承継の手続に関して、更なる簡素化を実現してほしいということで、法律案を国会に提出して、相続の場合と同等の簡素化を実現してほしいということです。どういうことかということ、現行制度のところを見ていただくと、1つ目の○で、現行の旅館業法では、事業譲渡の手続に関する規定はないとされています。一方で相続については、相続人が都道府県知事に申請して、承認しなければならないのですが、承認を受けた相続人は、被相続人の営業者の地位を承継するとなっていて、手続が簡便なものになっています。

今言ったところでアンケートを実施しております。資料2ページを御覧ください。今の

相続と普通の旅館を作る場合に、どれくらい処理の期間が違うのかといったことを書かせていただいております。5日、これは平日という意味です。普通の新規許可ですと3%しか1週間以内では済まないのですが、相続の場合は21%。6～10日、これは要するに1週間、2週間ということで、新規許可は32%なのが相続の場合は40%ということで、相続の場合であれば大部分のところが2週間以内で処理できるということで、下の矢印に書いているのですが、新規許可の処理期間に比べて、相続の場合の処理期間のほうが大幅に短いということが言えます。したがって事業承継の手続を仮に相続並みに簡素化した場合には、処理期間の短縮が見込まれると考えております。

3ページ目です。こちらは先ほど1ページ目で省令を改正して手続を簡素化したという話をしたかと思うのですが、具体的に現場がどのようなメリットが生じているかといったようなことを説明させていただいております。去年の12月に省令を改正したので、適用事例は全国でまだ128件程度なので、そこまで多いということではないのですが、適用によるメリットの具体例をA県、B市、C市という形で書かせていただいております。例えばA県が言っているとおり、添付書類の量や種類が非常に多い施設であれば、申請者の書類の準備の手間を省くことができた。B市が言っているとおり、特に旅館業では生前事業譲渡にもつながった。C市が言っているとおり、旅館業の申請の際の添付書類が非常に多い。そのため省令改正によって省略規定を適用する事例が多いといったようなところですが、全体として、適用事例においては、手続簡素化のメリットを、特に事業者側のほうで実感しているというアンケート結果が寄せられております。

4ページに書かせていただいているのが、そのアンケートをとったときに、その他の自治体からの御意見ということで書かせていただいているのですが、一番上の所で新たな枠組による事業承継の必要性といったのが何件か寄せられておりました。現行はあくまで既存の枠組の中での事業承継となるため、思い切ったことはできないといった御意見もありました。2つ目の○の所にあるとおり、手続上、事業譲渡を承継に準じて取り扱うことは、法令に明確な根拠がないと理解が得られないという声を、現場の方から伺っているところですが、

一方で、当然規制緩和を行えば行政による適正なチェックの工夫がいるということで、その工夫が課題になるということで、行政側による適正なチェックとのバランスといったところで声は挙がっているのですが、全体として先ほどの3ページの一番下で書かせていただいたとおり、手続簡素化のメリットというのは、特に事業者側においては期待できるものではないかと考えています。

以上から判断すると、こちらの対処方針は4ページ目の一番下ですが、こういうアンケート結果を踏まえれば、旅館業法上、旅館業の事業を受けた法人又は個人が、その事業譲渡について、都道府県知事等の承認を受けたときは、営業者の地位を承継するといったような、相続等と同等の事業承継の手続簡素化に関する規定を新たに設けることが適切と考えています。説明は以上になります。

○玉井座長 ありがとうございます。日本の旅館業の事業承継をどうするかという大きな問題ですが、御意見はいかがでしょうか。

○多田構成員 簡素化に移るべきだと思います。本当に書類がいろいろたくさん多過ぎて、作成するのに手間がかかるというようなことではいけないと思います。相続と同等というか、こういう考え方で簡素化していくという方向でよろしいと思います。

○玉井座長 三浦構成員。

○三浦構成員 もうこの問題は、行政側がこうやって提案して、事業者側の多田構成員がオーケーしていますので、これ以上議論する必要はないのではないのでしょうか。以上です。

○玉井座長 一番大変な、どうやって事業を継続していくかの問題ですよね。シティホテルはむしろファンドが買収に入ってしまうので。

では、この事案につきましては、皆さんの御意見は“簡素化の方向で”ということにしたいと思います。ありがとうございました。

それでは次題 5「今後の進め方(案)について」です。資料 8 について事務局より御説明をお願いいたします。

○溝口課長補佐 今後の進め方ですが、資料 8 を御覧ください。今後の進め方、第 1 回から第 3 回と書いてあります。第 1 回は今日、御議論いただいている内容でして、この後すぐ今日頂いた意見の整理をさせていただいて、関係者ヒアリングを早速実施したいと思っています。この関係者ヒアリングにつきましては、主に旅行、宿泊者関係の団体の方、日本ホテル協会、日本旅館協会、全日本ホテル連盟にお願いしたいと思っています。第 3 回以降のヒアリングにつきましては、日程はこれから調整させていただきますが、坂元構成員からも御意見を頂きましたが、患者、障害者団体の方にもお声掛けをして、ヒアリングにて御意見を頂きたいなと思っています。また追って事務局から御相談させていただきたいと思います。

その後、関係者ヒアリングが終了したところで、一度事務局の方でおまとめさせていただいた上で、その後の進め方も含めて討議ということをお願いしたいと思います。以上です。

○成松課長 少し補足をさせていただければと思います。やはり旅館業法の 5 条、おそらくこのような状況ですので、法律の方もそうですが、先ほど運用の方も話もありましたが、法律について早く見直しをしたいと私どもは思っています。

一方で、先ほど坂元構成員から丁寧なプロセスを踏む必要があるということで、ヒアリングという方法も考えていきたいと思っています。いつもですと、次の通常国会を目指していますので、まとめてくださいとお願いをすべきところなのですが、そういったヒアリングをまずやっていただいて、どのぐらい進めるかどうかということも含めて御相談したいと思います。

もう一つは新型コロナの感染症の状況も含めて、なかなか行政としてはスケジュールが立てづらい状況ですので、まずはヒアリングをしていただいて、その結果とそのときのヒ

アリングが終わった後の状況も考えながら、次にどのぐらいのスピード感を持ってやっていくかというのを、御相談させていただければと思います。以上です。

○玉井座長 ありがとうございます。今日皆さんから総論として御意見を頂きました。次回の検討会は、これを基に関係者のヒアリングを行って、皆様方でまた議論をしていく、そういう形で進めていきたいと思っています。

ただ現状はコロナという大きな問題があって、その上での5条、6条をどうするかということになりますと、その辺を切り分けながら、皆さんの御意見、あるいは関係者からの御意見をお聞きしたいと思っております。

○三浦構成員 もしできればなのですが、第5条では、都道府県条例で宿泊拒否事由を作れるのです。私が調べたところでは各都道府県、大体似通っているのですが、それでもかなり差はあるということがあるので、その一覧表的なものをもし作れるのであれば、出していただけたらいかかと思うのですが、すみません、事務局の方。

○成松課長 一定程度調べていますので、提出を検討させていただきます。

○三浦構成員 それとあと確認なのですが、第3回以降の日付が書いていないのですが、第3回目は9月27日の14時からということで確定でいいのですか。

○成松課長 ヒアリング対象の団体の御都合もありますので、基本的には日程に入れていただいているとは思いますが、確定を打てるかどうか、調整させていただければと思います。

○三浦構成員 お願いします。

○玉井座長 次回のヒアリング以降、事務局にいろいろ準備をお願いすると思います。よろしくお願いします。

それでは、全体を通して御意見がありましたらお願いします。

○内田構成員 すみません。ちょっと言いそびれたものですから、ネットカフェとかあとカラオケの所で、もう一つ我々の所で非常に問題になるのは、グランピングという、普通のキャンプだったら全然関係ないのですが、グランピングというのが出て来ました。これを旅館業法に扱うのか扱わないのかみたいなところは、非常に悩ましい問題として、行政としてありますので、そこは入れておいていただけたらと思います。以上です。

○玉井座長 ありがとうございます。事務局その辺も1つテーマとしてお願いしたいと思います。

では、遠藤構成員、どうでしょう。何か全体を通して御意見ありますでしょうか。よろしいですか。

○遠藤構成員 はい。

○玉井座長 ありがとうございます。では皆様方、御意見がないようでしたら、お時間もきましたので、この辺に事務局にお返ししたいと思います。

○溝口課長補佐 事務局です。本日は多岐にわたり活発な御審議を頂きまして、誠にありがとうございました。

本日の議事録ですが、原稿ができ次第、皆様に送付して確認をしていただいた上で、厚生労働省のホームページに公表させていただきたいと思いますので、併せてよろしくお願い致します。

次回の開催予定ですが、資料8にお示ししましたとおり、9月2日15時30分からです。会場につきましては、会場の部屋は変わりますが、同じ場所での開催予定です。

以上をもちまして、第1回旅館業法の見直しに係る検討会を終了したいと思います。本日はお忙しいところ御参集を頂きまして、誠にありがとうございました。

○玉井座長 ありがとうございました。すみません。オンラインの先生方、なかなか気がつかなくて申し訳なかったです。